山口県告示第五百八十号

の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、岩国土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

地

名

及

び

番

地

幅

(メート:

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路

П

Щ

資金管理団体の名称等.....

政治団体の異動事項.....

政治団体の名称等......

開発行為に関する工事の完了 (建築指導課).....

 県報の正誤 (昭和六十年十月三十一日山口県告示第八百六十五号ほか二件)....

報

道路の位置の指定 (三件) (建築指導課).....

目

次

平成 17年 10月28日 (金曜日)

平成十七年十月二十八日

及

び

番

地

幅

(メートル)

延

ノメー

ト ル_長

(平方メートル)る土地の面積 道路の敷地とな

山口県知事

井

関

成

五 • •

一 八 二

一三九・八四

地

名

玖珂郡由宇町字由宇市五七七七の八

山口県告示第五百八十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路

の位置を次のとおり指定した。 その関係図面は、 玖珂土木事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成十七年十月二十八日

山口県知事 _ 井 関 成

地
名
及
び
番
地
幅
(メートル)
ル員
延
(メートル)
ル長
(平方メーる土地の)
ジートル) 地の面積の敷地とな

山口県告示第五百八十二号

四

四四四

の位置を次のとおり指定した。 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第四十二条第一項第五号に規定する道路

周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成十七年十月二十八日

その関係図面は、

山口県知事

_ 井 関 成

	5
	Ī
	J
1	

ル員
延
(メートル)
(平方メートル) 直路の敷地とな

認証年月日

平成十七年十月二十八日

報

びーー二八の四一部、一一二十の四及下松市生野屋一丁目一二二三の五六の 四八八の一一及び四八七の四地先下松市大字末武上字宮田四八七の四、 四・〇~四・二 兀 . 八三・三 五・〇 三四八・五五 四一・四四

(五七三) 国土調査の成果の認証

の成果を次のとおり認証しました。 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、 国土調査

平成十七年十月二十八日

山口県知事 = 井 関 成

国土調査を行った者の名称等

田町	平 生 町	市山 陽 小 野 田	南市	関市	名行国 称っ土調 を者のを
平成十三年十月二十二日まで平成十二年六月十六日から	平成十七年二月二十八日まで平成十四年四月二十六日から	平成十七年三月十五日まで平成十五年五月二十三日から	平成十七年二月二十八日まで平成十五年五月二十一日から	平成十七年三月九日まで平成十五年五月十六日から	国土調査を行った期間
豊田町地籍簿豊田町地籍図	平生町地籍簿	簿 小野田市地籍 山陽小野田市地籍	周南市地籍簿	下関市地籍簿	成果の名称
一部大字浮石及び大字八道の各	大字平生村の一部	大字東須惠、中川三丁目、大字東須惠、中川二丁目及び高栄三丁目、福荷町及び千字小野田、中川二丁目及び高栄三丁目の各一部	大字鹿野下の一部	び菊川町大字吉賀南川町大字西中山の一部及	国土調査を行った地域

(五七四)特定非営利活動法人の設立の認証の申請

り特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定により、次のとお

縦覧に供します。 月十九日までの間、 同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十七年十二 山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の

平成十七年十月二十八日

山口県知事 = 井 関 成

申請のあった年月日

平成十七年十月十八日

名 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 下関ひと・まちネットワーク

表 者 の 氏 名 鳴瀬

主たる事務所の所在地

下関市清末中町一丁目五番一二号

Ξ 定款に記載された目的

設づくり及びまちづくりについての助言及び支援等に関する事業を行い、 障害者に対する理解を深めるとともに、すべての人が自己選択と自己決定に基づい まちづくりに寄与すること。 て、基本的人権を尊重されながら、安心して生活できること及び地域福祉が充実した しができるように医療、福祉及び建築等の視点から福祉住環境を考えた家づくり、施 高齢者及び障害者並びに市民等に対して、誰もが住み慣れた地域で人間らしい暮ら 高齢者及び

(五七五) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

とおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、 次の

商工課において公衆の縦覧に供します から平成十八年二月二十八日までの間、 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十七年十月二十八日 山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部

平成十七年十月二十八日

山口県知事 井 関 成

大規模小売店舗の名称及び所在地

住所に同じ。生産事業者の氏名及び

井

関 成 開発行為に

所在地の名称及び

井

関

成

あった政治団体の異動事項は、

平成十七年十月二十八日

山口県選挙管理委員会委員長

褔

田

隆

司

政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第七条第一項の規定による届出が

次のとおりである。

山口県選挙管理委員会告示第百四十七号

П

山口県選挙管理委員会告示第百四十六号

あった政治団体の名称等は、次のとおりである。 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による届出が

平成十七年十月二十八日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆

司

中元みのる後援会

#

绕

严

山陽小野田市 大字小野田 2980~

小野田市大字 小野田298の

13

玖珂郡美和町 大字生見2189

玖珂郡美和町 大字西畑131 の1

=

=

12

东

表

啉

新藤

住江

津野

後昭

=

9

#

豨

严

柳井市神代 4251の2

玖珂郡大畠町 大字神代4251 の2 东

表

妣

当社

真己

勝本

俊美

平成17、 9、13

津野啓子後援会

河村まゆみ後援会

以

滔

回弁の

2000年

畑

世

#

过

エ 港

便

伀

喲

権国生者

 \equiv

みやもと昭義後援会

平原としきよ後 援会	中村たかゆき後 援会	政治結社志士の會	硯谷篤史後援会	近藤勇次郎後援 会	岡田つとむ後援 会	明日の秋芳を考 える会	政治団体の 格
倉重 穣次	河村 宗人	福田 英士	樋田 堯人	近藤勇次郎	田中 重徳	田村 哲夫	代表者の 氏
平原 廉清	橋津 正俊	岩本 達也	松永 利明	近藤 暁	岡田 勝之	田村 俊之	会計責任 者の氏名
山陽小野田市大字郡 5294	下松市大字末武上1193 の2	萩市大字須佐4827	山陽小野田市大字山川 2471	玖珂郡周東町大字西長 野309の6	山陽小野田市大字埴生 999の13	美祢郡秋芳町大字秋吉 4896	主たる事務所の所在地
							その他の事項
" " 2	" " 14	" " 6	" " 22	" " 26	" " 8	平成17、 9、26	(編編 地) 田日 田月日

山口県選挙管理委員会告示第百四十八号

があった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第二項の規定による届出

平成十七年十月二十八日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆司

近藤勇次郎	が通用をした者の氏名	資金管理団体の居出をした
岩国市議会 議員	ひれるシャギ大只	単には
近藤勇次郎後援 会	名称	資
	77	₩
玖珂郡周東 309の6	主たる事	郦
町大字西	務所の所在地	理
長野	书	4
近藤勇次郎	代表者の氏名	*
平成17、9、26		
	_	

正

誤

昭和六十年十月三十一日山口県告示第八百六十五号(鳥獣保護区の設定)

	ペ
_	ページ
下	段
=	行
伊佐町大字伊佐	誤
伊佐町伊佐	臣

平成十七年十月二十八日発行平成十七年十月二十八日印刷

発発 行行 人所

口 県 知事

ЩЩ

定価一箇月 金二千七百円 (送料共)